

平成14年3月20日

司法制度改革推進計画要綱（抜粋）

- 着実な改革推進のためのプログラム -

最高裁判所

第2 改革を推進するための措置

2 司法制度を支える人的体制の充実強化

(5) 裁判官制度の改革

ウ 裁判官の人事制度の見直し

裁判官の人事評価について、可能な限り透明性・客観性を確保するための仕組みを整備することとし、平成15年末を目途に所要の措置を講ずる。

(参考)

[政府]

司法制度改革推進計画（抜粋）

司法制度を支える体制の充実強化

第5 裁判官制度の改革

3 裁判官の人事制度の見直し

(1) 裁判官の人事評価について、可能な限りその透明性・客観性を確保するための仕組みを整備することに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。（本部）